



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第27号

目次

○職員住宅管理規則の一部改正	規 則	1
○公印の作成	告 示	2
○栃木県職員服務規程の一部改正	訓 令	3
○栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正	人事委員会 議 会	5
○栃木県議会事務局処務規程の一部改正		5

規 則

栃木県規則第三十二号

職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

職員住宅管理規則の一部を改正する規則

職員住宅管理規則（昭和四十一年栃木県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居資格)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて</p> <p>_____、同項各号に掲げる条件を備えるものは、職員住宅に入居することができるものとする。</p> <p>一 栃木県警察に常時勤務する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者を含む。）</p> <p>二 県が設立した一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する者であつて、知事が適当と認めるもの</p>	<p>(入居資格)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>栃木県警察に常時勤務する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者を含む。）</u>で、同項各号に掲げる条件を備えるものは、職員住宅に入居することができるものとする。</p>

附 則

この報章は、平成三十年四月一日から施行する。

(審判総務課)

告 示

栃木県告示第174号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。
平成30年3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	印 影	寸 法 (シメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者
栃木県総務事務 センター之印		方25	てん書	一般文書用	平成30年 4月1日	栃木県総務事務 センター所長
栃木県総務事務 センター所長印		方20	〃	〃	〃	〃
栃木県総務事務 センター出納員印		方18	〃	公所出納員用	〃	〃
栃木県障害者 総合相談所之印		方25	〃	一般文書用	〃	栃木県障害者 総合相談所所長
栃木県障害者 総合相談所所長印		方20	〃	〃	〃	〃
栃木県障害者 総合相談所出納員印		方18	〃	公所出納員用	〃	〃

(文書学事課)

訓 令

栃木県訓令第七号

本 片
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和二十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営利企業等従事許可)</p> <p>第二十九条 地方公務員法第三十八条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、<u>別に定めるもののほか</u>、営利企業等従事許可申請書（別記様式第二十二号）により、所属長の意見を具して人事課長に提出しなければならない。</p>	<p>(営利企業等従事許可)</p> <p>第二十九条 地方公務員法第三十八条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、<u>別に定めるものほか</u>、営利企業等従事許可申請書（別記様式第二十二号）により、所属長の意見を具して人事課長に提出しなければならない。</p>

別表岡本台病院の部を次のように改める。

岡本台 病院	看護の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				早出勤	午前6時30分から午後3時15分まで	
				遅出勤	午前11時30分から午後8時15分まで	
				準夜勤	午後4時30分から翌日午前1時15分まで	
				深夜勤	午前0時30分から午前9時15分まで	
	精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	
				準夜勤	午後4時30分から翌日午前1時15分まで	
				深夜勤	午前0時30分から午前9時15分まで	
	医務局診療科において臨床検査の業務に従事	38時間45分	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分までの時間帯に割り	

	する職員				振ることができる。
	その他の職員	38時間45分	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで

別表より他のくまのトーマスや、ターの船を巡り、区長や市民委員等からの船を次のものに改める。

中央児童相談所	一時保護業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				早出勤	午前6時30分から午後3時15分まで	
				遅出勤	午後1時15分から午後10時まで	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別記様式第11号（第8条関係）				別記様式第11号（第8条関係）			
略				略			
人事課人事担当受付		職員厚生課共済給付担当へ配付		人事課人事担当受付		職員総務課共済給付担当へ配布	
略	略	略	略	略	略	略	略
略				略			
別記様式第11号の2（第9条関係）				別記様式第11号の2（第9条関係）			
略				略			
人事課人事担当受付		職員厚生課共済給付担当へ配付		人事課人事担当受付		職員総務課共済給付担当へ配付	
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(令 書)

栃木県人事委員会規則第十二号

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則

栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則（昭和四十八年栃木県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第4（第8条関係） 課長の専決事項</p> <p>1 職員（事務局長及び課長を除く。次項、第3項、<u>第7項及び第8項</u>において同じ。）の職務専念義務の免除の承認（<u>総括課長補佐の専決事項に係るものを除く。</u>）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更（総括課長補佐の専決事項に係るものを除く。）</u></p> <p>6 <u>職員の超勤代休時間及び代休日の指定</u></p> <p>7～12 略</p> <p>別表第5（第9条関係） 総括課長補佐の専決事項</p> <p>1 <u>職員（事務局長、課長及び総括課長補佐を除く。以下同じ。）の職務専念義務の免除の承認</u></p> <p>2 職員_____の休暇（引き続き7日を超える休暇を除く。）の承認</p> <p>3 <u>職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更</u></p> <p>4 職員の<u>国内</u>_____の旅行命令及びその復命の受理</p>	<p>別表第4（第8条関係） 課長の専決事項</p> <p>1 職員（事務局長及び課長を除く。次項、第3項、<u>第6項及び第7項</u>において同じ。）の職務専念義務の免除の承認_____</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>職員の週休日の振替、勤務時間の割振り変更並びに超勤代休時間及び代休日の指定</u></p> <p>6～11 略</p> <p>別表第5（第9条関係） 総括課長補佐の専決事項</p> <p>1 <u>職員（事務局長、課長及び総括課長補佐を除く。次項において同じ。）の休暇（引き続き7日を超える休暇を除く。）の承認</u></p> <p>2 職員の<u>県内の1日</u>の旅行命令及びその復命の受理</p>

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

議 会

栃木県議会訓令第1号

議会議務局

栃木県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県議会議長 五十 嵐 清

栃木県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県議会議務局処務規程（昭和四十四年栃木県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局長専決事項)</p> <p>第三条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四略</p> <p>五 次長及び参事の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更に関する事。</p> <p>六 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の規定による職員(事務局長)を除く。)の営利企業等従事の許可に関する事。</p> <p>七 八略</p>	<p>(事務局長専決事項)</p> <p>第三条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四略</p> <p>五 次長、参事及び課長の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更に関する事。</p> <p>六 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の規定による職員(課長以上(参事及び主幹を含む。以下同じ。))を除く。)の営利企業等従事の許可に関する事。</p> <p>七 八略</p>
<p>(課長共通専決事項)</p> <p>第四条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二略</p> <p>三 所属の職員(課長相当職にある職員及び総括課長補佐に限る。)の職務専念義務の免除の承認に関する事。</p> <p>四 五略</p> <p>六 所属の職員(課長、課長相当職にある職員及び総括課長補佐に限る。)の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更に関する事。</p> <p>七 十二略</p>	<p>(課長共通専決事項)</p> <p>第四条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 二略</p> <p>三 所属の職員()の職務専念義務の免除の承認に関する事。</p> <p>四 五略</p> <p>六 所属の職員()の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更に関する事。</p> <p>七 十二略</p>
<p>(総括課長補佐共通専決事項)</p> <p>第六条 総括課長補佐の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 所属の職員(課長、課長相当職にある職員及び総括課長補佐を除く。以下この条において同じ。)の国内の旅行命令及びその復命の受理に関する事。</p> <p>二 略</p> <p>三 所属の職員の職務専念義務の免除の承認に関する事。</p> <p>四 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更に関する事。</p>	<p>(総括課長補佐共通専決事項)</p> <p>第六条 総括課長補佐の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 所属の職員(課長以上の)職員及び総括課長補佐を除く。次号()において同じ。)の県内の一日の旅行命令及びその復命の受理に関する事。</p> <p>二 略</p>
<p>(総務事務センター所長専決事項)</p> <p>第七条の二 総務事務センター所長の職にある職員(以下「総務事務センター所長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四略</p>	<p>(総務事務室長専決事項)</p> <p>第七条の二 経営管理部職員総務課総務事務室長の職にある職員(以下「総務事務室長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四略</p>

(定められていない事務の決裁及び専決)

第八条 第三条から前条までに定められていない事務で、事務局長、課長、総括課長補佐、担当リーダー又は総務事務センター所長が専決する事項は、第三条から前条までに準ずるものとする。

(総務事務センター所長に属する事務の代決)

第十三条の二 総務事務センター所長が不在のときは、総務事務センター所長があらかじめ指定する職員がその事務を代決することができる。

(定められていない事務の決裁及び専決)

第八条 第三条から前条までに定められていない事務で、事務局長、課長、総括課長補佐、担当リーダー又は総務事務室長が専決する事項は、第三条から前条までに準ずるものとする。

(総務事務室長に属する事務の代決)

第十三条の二 総務事務室長が不在のときは、総務事務室長があらかじめ指定する職員がその事務を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。